

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT 導入支援事業

【予算要求のためのニーズ調査における注意事項】

令和 7 年 7 月 30 日付け調査時点

1 本事業における大規模修繕の定義

大規模修繕とは、「一定年数（概ね 10 年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった施設の改修工事または一定年数（概ね 10 年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった付帯設備の改造工事」を指します。模様替えは大規模修繕には含まれません。

2 本事業の注意事項（ニーズ調査時点での内容であり、令和 8 年度事業実施時点で変更する可能性があります。）

① 実施する大規模修繕と、介護ロボット・ICT の導入に何らかの親和性があること。

■ 親和性がある例：

- 天井等の内装改修や電気設備の改造と、見守りセンサー及び Wi-Fi 環境整備。
- 給排水設備の改造工事と排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ。
- 浴室の改修工事とロボット技術を用いて浴槽を出入りする際の一連の動作を支援する機器。

■ 親和性がない例：給排水設備の改造工事と見守りセンサー及び Wi-Fi 環境整備。

② 【予定】大阪府介護生産性向上支援センターが実施する予定の「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」に参加し伴走支援を受け、本事業で導入する介護ロボット・ICT の活用を始めとする業務改善や、生産性向上に資する取り組みを行うこと。

3 補助単価等（ニーズ調査時点での内容であり、令和 8 年度事業実施時点で変更する可能性があります。）

	配分基礎単価	単位	対象経費（※）	補助額
特養及び併設ショート	496 千円	定員数	国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領第 3（１）⑤に規定される介護従事者の確保に関する事業の（29）ロの 介護テクノロジー導入支援事業 （P 1 の 4（１）ア、（２）ア、（３）ア 参照）において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。	左記配分基礎単価に定員数を乗じて算出した額と対象経費の合計額を比較して少ない方の額。なお、上限額を設定する可能性があります。 （参考：令和 7 年度は上限 5,000 万円）
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設）				
養護老人ホーム				
介護付きホーム（特定施設）				
認知症高齢者グループホーム	248 千円	定員数		
都市型軽費老人ホーム				
小規模な養護老人ホーム	8,250 千円	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
施設内保育施設	2,480 千円	施設数		

（※）大規模修繕に係る工事費用については、補助対象外